

平成 21 年度から労働保険年度更新の期間が変更されます！

中央労働基準監督署

年度更新期間につきましては、例年 4 月 1 日から 50 日以内と定められていたところですが、平成 21 年度からこの年度更新の時期が変更されることになりました。

これは、昨年成立しました「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 110 号）のうち、労働保険の年度更新の期限を、社会保険の標準報酬月額算定の届出の期限である 7 月 10 日に統一することを目的として、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」が改正され、平成 21 年 4 月から施行されることによるものです。

具体的には、年度更新（概算保険料及び前年度確定保険料の申告・納付）の時期を 6 月 1 日から 40 日以内と定め、平成 21 年度から年度更新の期間を 6 月 1 日から 7 月 10 日までの間といたしました。（労働保険料の算定期間は 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日の 1 年度間で変更はありません。）

また、延納の場合の納期限も次のとおり変更になります。

	納期限（個別）	事務組合委託事業所
1 期及び確定不足・一般拠出金	7 月 10 日	7 月 10 日
2 期	10 月 31 日	11 月 14 日
3 期	1 月 31 日	2 月 14 日

【お問い合わせ先】

東京労働局労働保険徴収部 事務組合課事務組合徴収第 1・第 2 係

〈電話〉 03 (3512) 1646・1647